主 本件上告を棄却する。 上告費用を上告人の負担とする。 理 由

上告代理人は合式の呼出を受けたのに拘らず、昭和三十年五月二十七日午前十時の本件第一回の口頭弁論期日に出頭しなかつたので、民事訴訟法第三九六条、第三七八条、第一三八条によつて陳述されたものとみなされた上告状によれば、上告の趣旨として、「原判決を破毀して、更に相当な判決」を求める旨、上告理由書によれば上告の理由として別紙上告理由書のとおり記載されている。被上告人は主文第一項同旨の判決を求めた。

上告理由第一点に対する判断。

原判決は、上告人主張のように、上告人の本件宅地に対する抵当権取得登記を 所が上告人の委任状を偽造して抹消登記手続を認定すると共に、存 を認定すると共にられては当権によっては当権の登記を の理由として証拠に基いでしては当権によっては当権の登記を に、存 を記しては、たとでは、たったでは、ないのでは、といったとして、といったとしては、ないのでは、とれては、ないのでは、ないのでは、といったとして、といったとして、といったとして、といった。 をのまま公っては、たったでは、ないのでは、一次では、ないでは、といったとには、ないのでは、といったとには、ないでは、のでは、ないでは、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、では、のでは、でいった。 では、といったと、といったと、では、のでは、では、のでは、でいった。 をでいる。といったと、では、のでは、でいった。 をでいるのが、でいった。といった。といった。といった。 でいった。といった。といった。といった。 でいった。といった。といった。といった。といった。 でいった。このは、のでいった。 をといった。といった。といった。 をといった。このは、のでいるといった。 をといった。このは、のでいるといった。 でいるといった。このは、でいるといった。 でいるといった。このは、のでいるといった。 でいるといった。このは、のでいるといった。 でいるといった。 にはないから、この点に関するとは、には、にはないった。 にはないから、この点に関すると、このに関すると、このに関すると、このに関するとをでいる。

上告理由第二点に対する判断。

不動産登記法第六五条にいう登記上利害関係を有する第三者とは、その実体上の権利の有無に拘らないで登記簿上の記載のみによつて判断すべきものであることは、上告人主張のとおりである。しかしながら、登記上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することを得る裁判の謄本は、登記権利者と登記義務者との間の登記手続を現実になすときに必要なのであつて、両者の間で訴訟で登記手続を間の登記手続を現実になすときに必要なのである。故に、原判決が利害関係を有する第三者のことについてなんら触れることなく、上段説明のような理由で、上告人の請求を排斥したのは正当であつて、この点についてなんら違法なことはない。故にこの点に関する上告理由も採用する由ない。

よつて本件上告は理由がないから、民事訴訟法第四〇一条によつて本件上告を棄却し、上告審での訴訟費用の負担について同法第九五条、第八九条を適用して、主文のように判決する。

(裁判長判事 柳川昌勝判事 村松俊夫 判事 中村匡三)